

議案第 4 6 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 施設使用料(貸切りの場合)の表国府台市民体育館会議室の項を削り、別表第 8 付帯設備使用料の表冷暖房の項中

「

国府台市民 体育館	第 1 体 育 館	5,000 円
	柔 道 場	1,000 円
	剣 道 場	1,000 円

を

」

「

国府台市民 体育館	第 1 体 育 館	5,000 円
	第 2 体 育 館	1,000 円
	柔 道 場	1,000 円
	剣 道 場	1,000 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

国府台市民体育館の利便性の向上を図るため、第2体育館に冷暖房設備を設置し、及び会議室を廃止してエレベーターを設置することに伴い、第2体育館の冷暖房設備の使用料の額を定めるとともに、会議室の使用料を徴収しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。